

小規模事業者経営革新支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 小規模事業者経営革新支援事業費補助金(以下「補助金」という。)は、予算の範囲内で交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、愛知県補助金等交付規則(昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。)によるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の目的)

第2条 補助金は、愛知県知事から経営革新計画の承認を受けた小規模事業者に対して、同計画に基づき実施する新商品・新技術開発及び販路開拓等に要する経費の一部支援(以下「経営革新支援補助金」という。)及び同計画に基づく事業を着実に履行するための経営面等に係る各種支援(以下「伴走支援」という。)を行うことにより、新たな事業活動を通じた小規模事業者の持続的な発展を目的とする。

(補助金の交付先)

第3条 補助金の交付先となる事業者(以下「補助事業者」という。)は、愛知県が公募を行い、1者を選定する。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付対象は、別表に掲げるもので、知事が必要かつ相当と認めたものについて交付する。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、様式第1により補助金交付申請書を、知事に対し、別に定める期日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、補助金の交付申請があったときは、規則第4条の規定により速や

かに補助金の交付決定を行い、規則第6条の規定により、その決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときにおける規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期限は、交付決定の通知を受けた日から20日以内とする。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第2により申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める軽微な変更については、この限りではない。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第3により申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。

(事故の届出)

第10条 補助事業者は、非常災害等により当該補助事業が、知事が定める補助対象期間中に完了する見込みがなくなったとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに様式第4により事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業年度の9月30日現在における補助事業の遂行状況について、様式第5により補助事業遂行状況報告書を同年度の10月15日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は規則第13条に定める補助事業の実績について、様式第6により補助事業実績報告書を、補助金の交付決定における事業期間終了後5日以内(ただし、第9条の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認

を受けた日から5日以内)に知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第13条 知事は、前条第1項に基づく報告を受けたときは、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

(財産の管理及び処分)

- 第14条 補助事業者は、補助事業により取得した備品について台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金により取得した備品を他の用途に使用し、他の者に貸付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、または債務の担保に供しようとする(以下「取得財産の処分」という。)ときは、様式第7により申請書を知事が別に定める時期までに知事に提出してその承認を受けなければならない。

この場合において、知事は当該取得財産が耐用年数を経過している場合を除き、補助事業者が取得財産の処分により収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第15条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第8により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の概算払及び精算払の請求)

- 第16条 補助金は、補助事業の完了後に交付する。ただし、知事が必要と認めるときは補助金を分割して概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、様式第9による補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金に係る経理)

- 第17条 補助事業者は、補助金に係る経理について収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(検査等)

第18条 知事は、補助事業者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(収益納付)

第19条 知事は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

附 則

この要綱は、令和元年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月9日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助率
(1) 経営革新支援補助金の支給	別に定める「小規模事業者経営革新支援事業費補助金事業実施要領」の経営革新支援補助金	知事が必要かつ相当と認めた金額以内
(2) 経営革新支援補助金受給希望者の公募、審査及び支給対象者の決定、検査等	人件費※、謝金、旅費、会議費、借損料、通信運搬費、消耗品費、雑役務費、外注費、その他の経費	
(3) 経営革新支援補助金支給対象者に対する伴走支援	※ 補助事業に直接従事する従業員に限る。	
(4) その他、補助対象事業をより効果的なものとするために行う事業のうち知事が必要と認めるもの		

番 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

(所在地)
(名 称)
(代表者名)

年度小規模事業者経営革新支援事業費補助金交付申請書

年度において下記のとおり事業を実施しますので、小規模事業者経営革新支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助金交付申請額 金 円
(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円)
- 3 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分
別紙補助事業計画書のとおり

注) 「2 補助金交付申請額」については、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)を減額した額を記載すること。また、当該仕入控除税額を付記すること。

番 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

(所在地)

(名 称)

(代表者)

年度小規模事業者経営革新支援事業費補助金に係る補助事業の
変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業を別紙のとおり変更したいので、小規模事業者経営革新支援事業費補助金交付要綱第8条により承認を申請します。

記

- 1 補助金交付申請額
(変更前)
(変更後)
- 2 変更の理由
- 3 変更する内容及び経費の配分

注) 1 別紙として、「変更前」「変更後」の状況を記した補助事業計画書を添付すること。
2 「1 補助金交付申請額」は、補助金交付申請額の総額が変更する場合にのみ記載すること。

番 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

(所在地)
(名 称)
(代表者名)

年度小規模事業者経営革新支援事業費補助金に係る補助事業の中止（廃止）の承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、小規模事業者経営革新支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間又は廃止の時期

番 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

(所在地)
(名 称)
(代表者名)

年度小規模事業者経営革新支援事業費補助金にかかる補助事業事故報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助事業について、下記のとおり事故があったので、小規模事業者経営革新支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 同上に要した経費
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置

注) 事故の内容を立証する書類を添付すること。

番 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

(所 在 地)
(名 称)
(代表者名)

年度小規模事業者経営革新支援事業費補助金に係る補助事業
遂行状況報告書

小規模事業者経営革新支援事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により、 年9
月 30 日現在における補助事業の遂行状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定年月日及び番号
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 概算払いを受けた月日及び金額
- 4 経費の支出状況
別紙支出明細書のとおり

別紙

支 出 明 細 書

経 費 区 分	交 付 決 定 額 (円)	9 月 30 日 現 在 の 支 出 額 (円)	残 額 (円)	備 考
合 計				

注) 別表の経費区分・補助対象経費の種別ごとに記載すること。経費区分ごとに小計欄を設けること。

愛 知 県 知 事 殿

(所 在 地)

(名 称)

(代表者名)

年度小規模事業者経営革新支援事業費補助金に係る補助事業実績報告書

年度における補助事業を完了しましたので、小規模事業者経営革新支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

1 交付決定年月日及び番号

2 補助金交付決定額 金 円

3 概算払いを受けた月日及び金額

4 経費の支出状況
別紙補助事業実績明細書のとおり

2 実施事業の内容

(1) 補助対象職員の状況（補助対象職員名簿及び給与等の支払状況）

氏名	役職名	対象期間	給料 (円)	○手当 (円)	○手当 (円)	○手当 (円)	社会保険料 等事業主負担分 (円)	合計
合計								

(2) 経営革新支援補助金支給事業

ア 応募件数、採択件数、支給件数

(単位:件)

応募件数	採択件数	支給件数	備考

注) 別紙等により採択者詳細一覧を記載すること。

イ 伴走支援事業

伴走支援の状況を個別に記載すること。

番 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

(所在地)

(名 称)

(代表者)

取得財産の処分承認申請書

年度小規模事業者経営革新支援事業費補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので承認をお願いします。

記

- 1 品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

番 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

(所在地)
(名 称)
(代表者)

年度消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

小規模事業者経営革新支援事業費補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）
円
- 2 補助金額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を控除した額）
円

注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

請 求 書

金 円

但し、 年度小規模事業者経営革新支援

事業費補助金（ 分）

上記の金額をお渡しください。

年 月 日

(住 所)

(氏 名)

愛 知 県 知 事 殿